



飯田市議会
議長 湯澤 啓次様

2020年5月20日

「種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める陳情

陳情者 子どもの食・農を守る会伊那谷
代表 関島百合
住 所 飯田市毛賀 578 番地

今国会で審議される「種苗法の一部を改正する法律案」(以下「種苗法改正法案」)が上程された背景には、優良品種の海外流出によって我が国の農林業の発展や農産物の輸出に支障が生じていることがあります。しかし、今回の改正では「育成者権」の及ぶ範囲に特例を設け強化される一方で、従来認められてきた農家の「自家採種の権利」が制限されることから、タネの多様性と食の安全への懸念も広がっています。

国際条約「食料・農業植物遺伝資源条約」(日本は2013年批准)は、種苗に関する政策決定に農業者が参加する権利を定めています。しかし、新型コロナウイルスの影響で市民生活に支障が生じる中、公聴会を開いて全国の農業者から意見を聴くことは困難な状況にあり、「種苗法改正法案」は全国の農家に広く周知されていません。

新型コロナウイルスの影響で、各国が自国食料の輸出制限などに踏み出す中、地域の農業を守り、地産地消を拡大するためにも、日本は自国の農業生産力を高める必要があります。

万全な対応を求めるためにも、「種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書」を国に提出するよう陳情いたします。

懸念される点は以下のとおりです。

- ① これまで、農業者が「登録品種」を作付用の種苗として使う自家増殖は一部を除いて原則として認められてきました。しかし、今回の改正で、原則全ての「登録品種」の自家増殖が許諾制になると、許諾に関する事務手続や費用負担の増加などが見込まれ、農業経営等に影響を与えることが懸念されます。諸外国では、米国の主食である小麦や、EUの主要作物である穀類・芋類へは例外措置が認められ、小規模農家には許諾料の免除制度があります。今回の「種苗法改正法案」には、日本人の主食である米であっても、他国のような例外措置は盛り込まれていません。

- ② 「一般品種は自家増殖が許されているので大丈夫」との宣伝がありますが、今後、品種登録がより安価に、より簡単になされると、大手種子企業による登録品種が増え、育成者権の幅が広がります。同時に農水省が自家増殖禁止の省令対象種を増やせば、農家が自家増殖できる「種」と「品種」はより少なくなる危険があります。
- ③ 今回の「種苗法改正法案」の影響は、果樹やイチゴ、穀類など一部に限られると農林水産省は説明しています。しかし農林水産省は、自家増殖ができない「登録品種」を毎年増やす意向を示しています。国や地方自治体が育成してきた品種は、地域の農家を支える公共の種苗事業として、これまで当たり前のように普及が図られてきましたが、こうした「公的事业」に支障が生じることが懸念されます。
- ④ 2017年に成立した「農業競争力強化支援法」により、「公共の種苗の知見」（公共の種苗の財産）は民間に提供することが定められ、そこには外資も含まれています。これは、「公共の種苗」が「民間の種苗」に将来代わることを意味します。このため、影響がただちに出ないにしても、今後10年、15年先には国内の種苗会社や育種家も含め、公的な支えがなくなった農家への影響がじわじわと出ることが懸念されます。このような中で、今回の「種苗法改正法案」は、大手種子企業や外資系企業による種子独占への道をひらき、日本の「食料安全保障」と「食料主権」を脅かす可能性があるものとして強く危惧します。
- ⑤ 伊那谷における希少種・在来種の生産が難しくなれば、農業の多様性や持続可能性が失われます。こうした種は、種子企業が育成したものでなく、地域の農家や農協などが守り育ててきました。これを保護・振興する法令がない現在、育成者権の強化に偏ることは、飯田下伊那地域においても、特に小規模農家の営みを損ねる危険があります。

以上